

「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」（仮称）等に係る教職課程コアカリキュラムの改正について（案）

1. 改正の趣旨等

教職課程における ICT 活用に関する修得促進を踏まえ、新たな事項「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」のコアカリキュラムを「教職課程コアカリキュラム」（「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」平成 29 年 11 月 17 日）に追加するとともに、この度の改正による追加の事項及び既存の「教職課程コアカリキュラム」を併せ、教員養成部会決定とする。

2. 改正点

- (1) 事項「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」の新設に伴うコアカリキュラムの追加（小学校、中学校及び高等学校）
- (2) 事項「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」の新設に伴う「教育方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のコアカリキュラムの分割及び整理
 - ・「教育方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」
 - ・・・幼稚園、養護及び栄養
 - ・「教育方法及び技術」
 - ・・・小学校、中学校及び高等学校
- (3) 事項「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に変更したことに伴う文言の整理（小学校、中学校及び高等学校）